

## 2 民間給与関係

### 令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

本委員会、人事院並びに都県及び政令指定都市の各人事委員会

#### (3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 847事業所  
なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。
- ② 調査対象職種 54職種（一般行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

#### (4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から179事業所を無作為に抽出し調査を行った。  
調査完了事業所は、第11表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### (5) 集計

- ① 調査実人員は、一般行政職相当職種が7,220人（初任給関係 471人、初任給関係以外 6,749人）であり、その他の職種が247人（初任給関係 17人、初任給関係以外 230人）である。  
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は44,565人であり、このうち、一般行政職相当職種は42,046人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計		147	64	56	27
農 業 ， 林 業 ， 漁 業		0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 業 採 取 業 ， 建 設 業		5	1	3	1
製 造 業		84	35	33	16
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業、 郵 便 業		19	9	7	3
卸 売 業 ， 小 売 業		11	9	2	0
金 融 業 ， 保 険 業、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		5	4	1	0
教 育 ， 学 習 支 援 業、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業		23	6	10	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が31所あった。
- 2 調査対象事業所179所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた178所に占める調査完了事業所147所の割合(調査完了率)は、82.6%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大学院修士課程修了	216,747	223,702	208,411	* 206,995
	大学卒	199,157	204,865	194,207	191,543
	短大卒	177,161	181,387	173,657	172,828
	高校卒	164,645	166,654	163,776	171,258
新 卒 技 術 者	大学院修士課程修了	221,363	226,636	212,356	* 223,667
	大学卒	203,553	206,109	201,803	198,667
	短大卒	179,687	182,936	178,044	173,727
	高校卒	166,456	166,695	166,884	164,444
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学院修士課程修了	219,143	225,245	210,510	214,140
	大学卒	200,980	205,370	197,581	194,058
	短大卒	178,307	182,075	175,690	173,240
	高校卒	165,490	166,674	165,219	162,872

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「\*」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

### 第13表 民間における職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
			きまって		(A) - (B)	
			支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
支 店 長	4	52.0	706,604	36	706,568	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工 場 長	18	54.2	686,266	33	686,233	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	128	52.9	631,629	2,505	629,124	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	182	53.2	687,294	1,271	686,023	同 上
事 務 部 次 長	53	50.7	514,101	3,203	510,898	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長-課長間)
技 術 部 次 長	37	51.5	582,016	369	581,647	同 上
事 務 課 長	295	50.2	531,310	6,076	525,234	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
技 術 課 長	422	49.8	545,924	4,900	541,024	同 上
事 務 課 長 代 理	128	45.9	531,646	57,775	473,871	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	62	44.6	495,435	55,136	440,299	同 上
事 務 係 長	551	45.8	433,744	63,401	370,343	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	609	45.5	481,735	85,721	396,014	同 上
事 務 主 任	516	41.4	364,220	41,370	322,850	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長-係員間)
技 術 主 任	567	40.7	414,646	72,208	342,438	同 上
事 務 係 員	1,512	36.4	291,125	31,723	259,402	
技 術 係 員	1,665	34.1	323,196	52,872	270,324	

- (注) 1 「中間職 (部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職 (係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。

その2 給与比較の対象外職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
			きまって		(A) - (B)	
			支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
大学学長・副学長・学部長	3	60.2	787,047	0	787,047	
大学教授	37	56.9	639,577	0	639,577	
大学准教授	22	46.5	530,413	0	530,413	
大学講師	17	52.8	423,623	0	423,623	
大学助教	15	46.0	392,203	0	392,203	
高等学校校長	—	—	—	—	—	
高等学校教頭	*	*	*	*	*	
高等学校教諭	27	46.3	406,420	9,569	396,851	
研究所長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
研究部(課)長	17	54.7	668,206	2,587	665,619	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研究室(係)長	6	46.9	479,151	14,853	464,298	構成員3人以上の室(係)の長
主任研究員	11	47.3	507,805	22,507	485,298	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
研究員	57	43.6	459,986	40,358	419,628	
研究補助員	16	26.9	297,449	37,033	260,416	
技能・労務関係職種	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
電話交換手	—	—	—	—	—	
自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*	*	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守衛	—	—	—	—	—	
用務員	—	—	—	—	—	

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下その3において同じ)。

その3 再雇用者

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって		(A) - (B)		
			支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
事務・技術関係職種	支店長・工場長	人	歳	円	円	円	その1の備考欄参照
		-	-	-	-	-	
	事務・技術部長	9	63.5	448,350	18,505	429,845	
	事務・技術部次長	*	*	*	*	*	
	事務・技術課長	14	61.6	358,809	12,401	346,408	
	事務・技術課長代理	-	-	-	-	-	
	事務・技術係長	11	61.8	387,050	34,619	352,431	
	事務・技術主任	*	*	*	*	*	
事務・技術係員	317	63.1	260,824	15,303	245,521		

第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	課長		
7級	課長代理	課長	課長
6級			
5級	係長	課長代理	課長代理
4級			
3級			
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	項 目 新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据置き	減 額	
		大 学 卒	56.2%	(29.0%)	
高 校 卒	49.0%	(30.0%)	(68.5%)	( 1.5%)	51.0%

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員		30.1%	20.2%	0.9%	48.9%
課 長 級		29.0%	15.8%	0.9%	54.3%

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。  
 2 係員及び課長級の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計が100とならない場合がある。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項 目 定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定 期 昇給中止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
		係 員	89.7%	85.5%	27.7%		
課 長 級	76.2%	74.1%	23.8%	8.9%	41.5%	2.1%	23.8%

- (注) 係員及び課長級の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第18表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		79.2%
配偶者に家族手当を支給する		(81.3%)
家族手当制度がない		20.8%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,829円
	配偶者と子1人	18,582円
	配偶者と子2人	23,816円

- (注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第19表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
42.0%	(38.4%)	(61.6%)	58.0%

(注) ( )内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
30.3%	69.7%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務を支給しない事業所を100とした割合である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
51.0%	49.0%	48.2%	51.8%	47.8%	52.2%

第21表 民間における賞与等の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	下半年(A <sub>1</sub> )
	上半期(A <sub>2</sub> )	349,436円	279,414円
賞与等の支給額	下半年(B <sub>1</sub> )	753,268円	536,656円
	上半期(B <sub>2</sub> )	744,433円	550,560円
賞与等の支給割合	下半年(B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> )	2.17月分	1.93月分
	上半期(B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub> )	2.13月分	1.97月分
年間の平均		4.30月分	3.90月分

(注) 下半年とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から年7月までの期間をいう。  
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月である。

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	85.8%	14.2%	0.0%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額		
課長級		50.7%	35.4%	49.3%
非管理職		43.8%	41.1%	56.2%

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
61.6%	69.8%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。